今年4月から

支援費制度が障害者自立支援制度に変わります

障害者自立支援法が今年4月1日に施行されます。これまで障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）ごとに異なる法律に基づいて提供してきた福祉サービス、公費負担医療などを、共通の仕組みに一元化することで、今まで制度の狭間でサービスを利用できなかった人も、自立支援のため利用できるようになります。

なお、これに伴い、増大する費用を皆で公平に負担し支え合うため、4月からサービスの利用時には、原則1割負担となります。

◎制度改正のスケジュール

平成18年4月
- ●介護給付や訓練等給付の開始
- ●自立支援医療費の支給開始
- ●利用者負担のしくみの変更
- ●障害程度区分の認定（9月までは移行準備期間）

同年10月
- ●自立支援給付の全面開始
  - ・施設サービスの変更開始（概ね5年をかけて段階的に変更）
  - ・補装具費の支給開始
- ●地域生活支援事業の開始

★★★★ この制度のポイント ★★★★

1 自立支援のサービス

給付を中心に、地域での自立と安心を支えるサービスづくりをします。

「自立支援給付」は、介護や機能訓練、医療、補装具などのサービスを利用した時にかかった費用の9割を支給し、残り1割を負担していただく制度です。

自立支援給付

- 介護給付
  - ①居宅介護　②行動援護
  - ③児童デイサービス
  - ④短期入所　⑤重度訪問介護
  - ⑥療養介護　⑦生活介護
  - ⑧重度障害者等包括支援
  - ⑨共同生活介護
  - ⑩施設入所支援
- 訓練等給付
  - ①共同生活援助
  - ②自立訓練
  - ③就労移行支援
  - ④就労継続支援
- 自立支援医療
- 補　装　具

障害のある人

- 地域生活支援事業
  - ①相談支援　②コミュニケーション支援　③日常生活用具
  - ④移動支援　⑤地域活動支援

2 給付の流れ

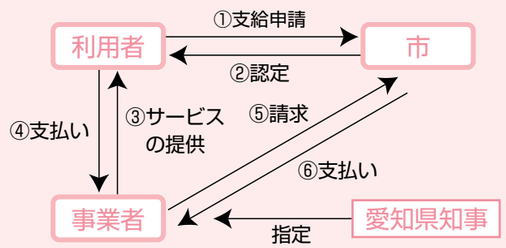

①支給申請
②支給の要否決定（認定）
③サービスの契約・提供
④支払い（費用の1割）
⑤事業者が市に代理受領請求
⑥支払い（費用の9割）

3 公平な負担のしくみ

①サービス量と所得に応じた負担

これまで 所得に応じた負担 → 新しい制度 利用量に応じた負担（所得に応じた上限設定）

②負担軽減のための配慮

サービスを利用する人の負担が重くなりすぎないような配慮
- ・利用者の所得に応じて負担上限額を設定
- ・所得が低い人で資産が一定額以下の人は、負担上限額をさらに減額など

③在宅と施設のバランス

施設利用に伴う光熱水費などの居住費や食費は、原則として実費負担

今年4月から、障害福祉サービスを利用した場合、原則、費用の1割を負担していただきますが、負担の上限額を軽減するためには申請が必要です。現在支援費のサービスを利用している人には、申告書（世帯状況、収入・資産等申告書）をお送りしますので、負担軽減を申請する人は提出してください。

問い合わせ▶障害援護課

安城市食料・農業・交流基本計画（案）へのご意見を募集します！

市は、市民の皆さんが安全安心な生活環境で豊かな暮らしづくりを推進できるように、都市と農村の調和した社会の実現を目指して、「安城市食料・農業・交流基本計画」づくりを進めています。

このたび、計画案がまとまりましたのでお知らせします。そして、この案に対してパブリックコメント制度により、市民の皆さんからのご意見を募集します。

問い合わせ▶農務課

計画（案）の概要

○計画期間

平成18～22年度の5年間

○基本方針

●食料自給率と安全な食料の安定的な供給の確保
- ・食料の安全性の確保
- ・地産地消の推進
- ・食育の推進

●農業が支える安全で安心な暮らしづくりの推進
- ・交流の推進
- ・広域的な交流

●農業の自然循環機能の維持増進
- ・担い手の育成及び確保
- ・農地の確保など
- ・生産の振興
- ・環境保全型農業の推進
- ・農業経営の安定
- ・農村の総合的な振興
- ・農業団体への支援

計画（案）を閲覧するには

●と　き　2月1日㈬～28日㈫（市役所は土・日曜日、祝日を除く。中央及び地区公民館は、月曜日、2月14日㈫を除く）

●ところ　市役所市政情報コーナー、農務課、中央及び地区公民館

※市ホームページにも全文掲載しています。

ご意見を提出するには

2月1日㈬～28日㈫に、住所・氏名・計画名を明記のうえ、次のいずれかの方法で意見を提出してください。

なお、お寄せいただいた意見に対して個別に回答はしませんが、提出された意見に対する市の考え方を整理し公表します。

提出方法	提　出　先
持　　参	農務課
郵　　送	〒446－8501 安城市桜町18－23 安城市役所農務課あて
ファクス	〈76〉1112
Eメール	nomu@city.anjo.aichi.jp

※電話による意見の提出は、内容を正確に記録することができないため受け付けできません。